

●●●●●●● 税務署からの連絡事項 ●●●●●●●

総務課

1 税務署の内部事務のセンター化

(1) 概要

国税庁では、内部事務の効率化・高度化を図るとともに、納税者利便の向上や外部事務（調査・徴収事務）の充実・高度化を目指し、令和元年7月から「内部事務のセンター化」の“試行”に取り組んでおり、大阪国税局では、内部事務を集約する「税務署事務処理センター（東淀川センター・北センター・神戸センター）」を設置しています。

令和3年7月からは、国税局の組織として「業務センター室」（仮称）を設置するなど国税組織の体制を変更した上で、各センターの対象署を含めた一部の税務署を対象に、「内部事務のセンター化」の“実施”へと移行します。

【業務センター室（仮称）対象署】（令和3年7月12日開始）

センター名（試行分）	対象署
東淀川	大阪福島署・西淀川署・東淀川署・大淀署
北	浪速署・東成署・北署
神戸	灘署・長田署・須磨署・神戸署・兵庫署（兵庫署は今回新たに追加）

※ 各業務センター室（仮称）の名称、所在地（郵送先）につきましては、6月末頃に国税庁HPに掲載される予定です。

(2) 納税者や税理士の皆様へのお願い

「内部事務のセンター化」の実施に当たり、令和3年7月以降も引き続き以下の事項について、ご理解とご協力をお願いします。

- ◆ e-Tax（データ）により申告書、届出・申請書等を提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
- ◆ 書面により申告書、届出・申請書等を提出する場合は、郵送でセンターへ送付願います。（注）書面による申告書等をセンターへ直接持ち込むことはできません。
- ◆ 内部事務を処理するため、納税者や税理士の皆様に対し、センターから電話や文書により問合せをさせていただくことがございます。なお、センターから送付する文書によって、行政指導の責任者が国税局長となる場合があります。
- ◆ センターでは電話による税務相談や申告書等の用紙の送付は行っておりませんので、電話相談センター又は所轄税務署までお問合せください。
- ◆ 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。
- ◆ 内部事務のセンター化は、所轄税務署を変更するものではありません。

2 令和3年度「税に関する高校生の作文」及び中学生の「税についての作文」の募集（別添1・2）

「税に関する高校生の作文」及び中学生の「税についての作文」について、新型コロナウイルス感染症の影響による学校側の負担に配慮しつつ、本年度も募集を継続いたします。

前年度同様、近畿税理士会天王寺支部長賞の表彰につきまして、ご理解とご協力をお願いします。

管理運営部門

1 所得税及び復興特別所得税の予定納税

(1) 「令和3年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」の送付

前年分の所得金額や税額などを基に計算した予定納税基準額（令和3年5月15日現在）が15万円以上の方には、6月15日付で「令和3年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」を送付する予定です。

区分	納付期限（口座振替日も同じ）
第1期分	令和3年8月2日（月）
第2期分	令和3年11月30日（火）

※ 本通知書は、該当するすべての納税者の方に書面でお送りしますので、e-Tax利用者の方についても予定納額の通知はメッセージボックスに格納されません。

なお、振替納税利用者の方につきましては、振替納税される旨のお知らせが7月20日頃にメッセージボックスに格納されます。

※ 税理士関与のある書面申告書を提出されている納税者の方には、申告書用紙の送付は行わないため、本通知書により予定納税額を確認いただく必要があり、関与先から写しを取得されるなどのご対応をお願いします。

(2) 予定納税の減額申請

廃業、休業又は業況不振などの理由がある方は、予定納税の減額申請ができますので、第1期分の減額申請をする場合は、令和3年7月15日（木）までに「予定納税額の減額申請書」を提出願います。

2 新たな電子納税証明書の発行及び代理請求・代理受領（別添3・4）

電子納税証明書の利用促進のため、従来の電子納税証明書（XMLファイル）に加え、令和3年7月から、自宅等のプリンターでも印刷可能な電子納税証明書（PDFファイル）の発行を予定しています。

電子委任状を添付可能とすることにより、納税証明書の請求及び受領に関する委任を受けた代理人（税理士等）が、e-Taxを利用して、税務署窓口へお越しいただくことなく交付請求から受領までの手続を行うことが可能となります。

また、新たな電子納税証明書（PDFファイル）は、何枚でも印刷してお使いいただけますので、複数の提出先から書面での納税証明書の提出を求められた場合でも、税務署窓口へお越しいただく手間と手数料負担を軽減でき、納税者利便の向上にもつながるものと考えていますので、関与先に対する周知をよろしくをお願いします。

徴収部門

1 納付指導のお願い（別添5～7）

(1) 特例猶予を受けた方への納付指導

特例猶予の許可を受けた関与先に対し、猶予期間終了日までに納付されるよう、納付指導をお願いします。

なお、納付指導の結果、猶予期間の終了日までに納付できない事情がある場合は、お早めに税務署の徴収担当に相談するよう関与先への指導をお願いします。

※ 猶予期間の終了日は「納税猶予許可通知書」により確認してください。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方への納付指導

特例猶予の対象は、令和3年2月1日までに納期限が到来する国税となっており、令和3年2月2日以降に納期限の到来する国税は、特例猶予の対象となりませんが、他の猶予制度を利用できる場合がありますので、お早めに税務署の徴収担当に相談するよう関与先への指導をお願いします。

2 阿倍野税務署管内の納税者の納付相談（別添8）

納付相談等につきましては、通常、管轄税務署において行っているところですが、現在、阿倍野税務署には納付相談等を担当する徴収職員が常駐しておらず、天王寺税務署の徴収職員が、阿倍野税務署管内の納税者に対しても納付相談等の事務を担当しております。

阿倍野税務署管内の関与先において、納付相談等の必要がありましたら、天王寺税務署にて対応する旨ご周知いただき、下記専用電話に連絡するようにご指導願います。

※ 阿倍野税務署 徴収担当 専用電話 06-6628-0229

（天王寺税務署 徴収職員が応答します。）

個人課税部門

・ 申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税の申告・納付等の期限延長申請（別添9）

令和2年分の確定申告について、新型コロナウイルス感染症の影響により、期限（令和3年4月15日）までに申告・納付等することができないと認められるやむを得ない理由がある場合には、所轄税務署長に申請し、承認を受けることにより、その理由がやんだ日から2か月以内の範囲で個別指定による期限延長が認められます。

なお、令和元年分の確定申告においては、申告書の右上の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載する簡易な方法が認められていましたが、令和2年分については、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」（期限までに申告・納付等することができないやむを得ない理由を具体的に記載）の提出が必要ですので、ご留意願います。

法人課税部門

- ・ インボイス制度に係る事業者の登録申請（別添 10）

インボイス制度（令和 5 年 10 月 1 日導入）については、本年 10 月 1 日から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。

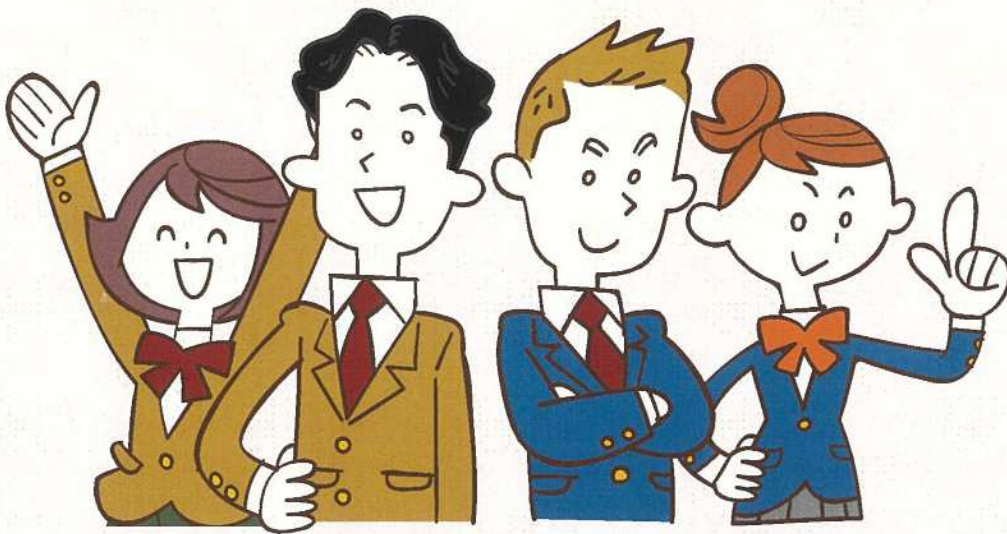
適格請求書発行事業者の登録に当たっては、申請から通知までの手続がスムーズに行える e-Tax のご利用について、関与先に対する周知をよろしくお願いします。

また、インボイス制度について事業者の方に広く知っていただくため、国税庁ホームページに「インボイス制度特設サイト」を設けておりますので、併せて周知願います。

令和3年度 第55回

募集券

中学生の 「税についての作文」



▶ テーマ 税に関すること

題材は自由です。内容が税に関するものであれば何でも構いません。

▶ 募集要項

- 締切り：令和3年9月3日（金）
※ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により変更となる場合があります。
- 文字数：原稿用紙（400字詰め）3枚以内
- 提出先：所属の中学校を通じて地区納税貯蓄組合連合会へ提出
※ 直接、地区納税貯蓄組合連合会へ提出することも可能です。
- 発表：令和3年11月初旬
- 入選：内閣総理大臣賞／総務大臣賞／財務大臣賞／文部科学大臣賞 ほか
入選作品には賞状と副賞（記念品）を贈呈

主催：全国納税貯蓄組合連合会／国税庁 | 後援：（一財）日本税務協会／（一財）大蔵財務協会／日本税理士会連合会／（公財）全国法人会総連合

個人情報の 使用について

応募に関する個人情報については、本事業の運営に必要な範囲内で利用します。
また、応募者の同意なく、本来の利用目的を越えて転用することはありません。

詳しくはウェブサイトをご覧ください

全国納税貯蓄組合連合会 <http://www.zennoren.jp/>



国税庁 <https://www.nta.go.jp/taxes/kids/sakubun/chugaku/r03/boshu.htm>



リサイクル選性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



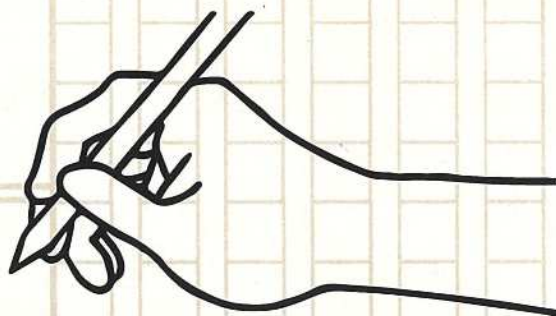
令和3年度 第60回



税に関する



高校生の作文募集



募集要項

テーマ

税の意義と役割について考えたこと

税の意義とその役割について、自分で考えたことや体験を通じて考えたこと、問題意識を持ったことなど、自らの言葉で表現しているものであれば、何でも結構です。
※応募作品は、本人が創作したもので未発表のものに限ります。

応募資格

高校生及び中等教育学校生(後期課程)

締切り

令和3年9月6日(月)必着

提出先

最寄りの税務署

応募点数

1人1編

文字数

800字以上1,200字以内

表彰

優秀作品には賞状と記念品を贈呈します。

発表

優秀作品は、都道府県名・学校名・学年・氏名とともに国税庁ホームページや国税当局が作成する広報誌等に掲載するほか、報道機関等に資料を提供するなど、広く発表します。

■個人情報の使用について 応募に関する個人情報については、表彰のための連絡及び発表以外には使用しません。また、国税当局と機密保持に関する契約を交わした委託業者等に作文の審査を委託する場合を除き、第三者に開示することはありません。

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>

税の学習コーナー

検索

リサイクル推進性
この印刷物は、印刷後ご返却
リサイクルできます。

ネットで 便利に納税証明書



令和3年7月から、納税証明書の申請から受取までの手続きをご自宅やオフィスで完結できるようになります。

お手持ちのパソコンから e-Tax を使って簡単な操作でできます。

①インターネットで請求(来署不要)



e-Tax を使って、自宅やオフィスのパソコンで納税証明書請求データを作成します。

「納税証明書の交付請求書(電子交付用)」から、PDFデータを選択し、画面表示に従い必要事項を入力し、送信してください。

- ※ 送信及びe-Tax のメッセージボックスの確認には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。
- ※ 納税証明書を作成後、e-Tax のメッセージボックスに発行準備が整った旨を通知します。

②PDFファイルで受取



e-Tax のメッセージボックスにスマートフォンやパソコンでアクセスし、インターネットバンキング等により手数料を納付した後、電子納税証明書(PDFファイル)をダウンロードします。

電子納税証明書(PDFファイル)は、何度でもお使いいただけます。

③自分で印刷



ダウンロードした電子納税証明書(PDF)ファイルは、自宅やオフィスのプリンターから印刷ができます。

また、コンビニエンスストアの印刷サービスを利用して印刷することもできます(印刷サービスの利用には別途料金がかかります。)

電子納税証明書(PDFファイル)は、何枚でも印刷してお使いいただけます。

(注) 電子納税証明書(PDFファイル)の提出方法については、あらかじめ提出先に確認してください。



令和3年
7月から

納税証明書の デザインが変わります



新デザイン (A4サイズ)

納税証明書
(その1 納税額等証明書)

住 所(所在地) 東京都千代田区霞が関3丁目1-1
氏 名(姓 名) 岡村 太郎

税 目	申告納税額	納付すべき税額 所 告 額 更正・改正後の額	納付済額	未納税額	法定納税限度等
令和3年 分		¥ 100,000,000	¥ 100,000,000	¥ 0	¥ 100,000,000
令和2年 分		¥ 100,000,000	¥ 100,000,000	¥ 0	¥ 100,000,000
令和 年 分		¥ 100,000,000	¥ 100,000,000	¥ 0	¥ 100,000,000
合 計		¥ 300,000,000	¥ 300,000,000	¥ 0	¥ 300,000,000

備考(注)
○ 証明書の発行日現在の納付すべき税額は上記のとおりですが、今後、修正申告又は控除申告により税額(国民所得額)の減少による更正等により異動が生じる場合があります。

納税(証明) 第 000001 号
上記のとおり、偽造しないことを証明します。
令和00年00月00日 ○○税務署長
財務事務所 ○○ ○○
署長印

旧デザイン (A4サイズ)

納税証明書
(その1 納税額等証明書)

住 所(所在地) 東京都千代田区霞が関3丁目1-1
氏 名(姓 名) 岡村 太郎
氏 名(姓 名) 岡村 太郎
氏 名(姓 名) 岡村 太郎

税 目	納付すべき税額 所 告 額 更正・改正後の額	納付済額	未納税額	法定納税限度等
令和3年 分				
令和2年 分				
令和 年 分				
合 計				

備考(注)
○ 証明書の発行日現在の納付すべき税額は上記のとおりですが、今後、修正申告又は控除申告により税額(国民所得額)の減少による更正等により異動が生じる場合があります。

納税(証明) 第 000001 号
610000000



これからは、こちらの
新デザインで発行されます。

新デザインの3つの特徴 !!

- ① プリンターで印刷可能な偽造防止技術を採用
- ② 複数の偽造防止技術を組み合わせることで、証明書の信頼性を確保
- ③ 証明内容は、国税庁ホームページでも確認が可能(注)

(注) 納税証明書のQRコードに証明内容が格納されており、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」から納税証明書確認コーナー(令和3年7月公開)を利用することで証明内容を確認できます。

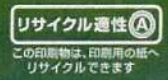
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm> →



国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>

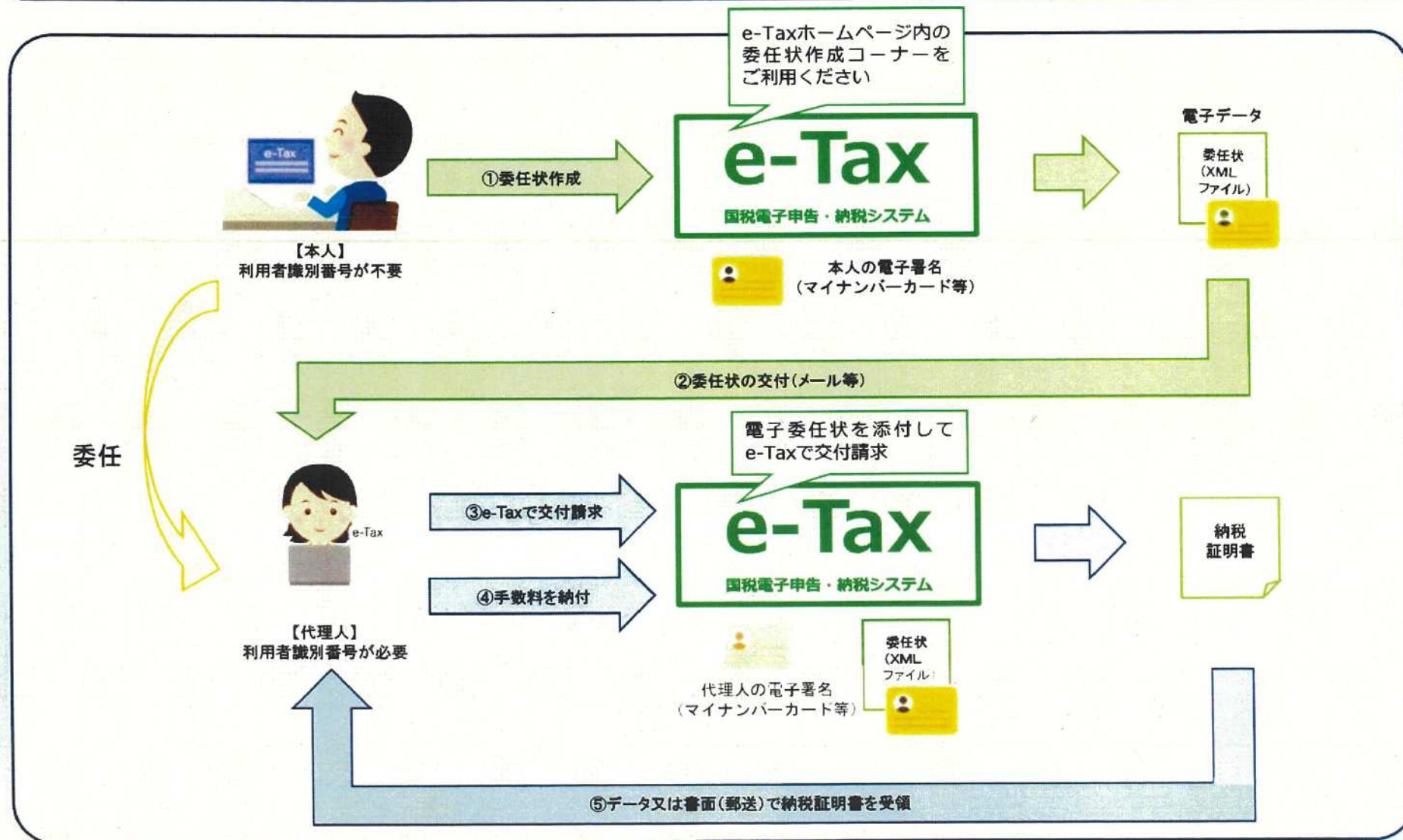


国税庁 検索



QRコードは、(株)デンソーウェブの登録商標です。 R3.3

令和3年7月から、納税者から納税証明書の請求及び受領に関する委任を受けた代理人(税理士等)がe-Taxを利用して、来署することなく交付請求、受領までの一連の手続きが可能となります。



新型コロナウイルスの影響により特例猶予を受けられた方へ



納税の猶予期限にご注意ください

現在、特例猶予（「納税の猶予の特例」）を受けている方は、今後、猶予の期限をご確認いただき、お忘れなく納付いただきますようお願いいたします。

※ 特例猶予期間の終了日までに納付できない場合は、他の猶予を受けられることがありますので、お早目に所轄の税務署（徴収担当）へご相談ください。

以下の注意点をご確認ください。

- ① 猶予期間の終了日は、先に送付しております「納税の猶予許可通知書」によりご確認ください。
- ② 納付に当たっては、猶予許可通知書送付時に同封した納付書等により、お近くの金融機関等で納付してください。
- ③ 猶予期間の終了日までに納付ができない場合は、延滞税がかかります。また、督促状の送付、納税コールセンターから電話することがありますので、ご了承ください。
- ④ 他の猶予を受けると延滞税が軽減されます。他の猶予を受けるためには、再度審査があり、職員が状況等を確認させていただくため、資料のご提出等をお願いすることがあります。

国税の「納付手続」と「ご相談窓口」のご案内

① 国税の納付手続について お近くの金融機関等

納付方法の詳細については、国税庁ホームページ（国税の納付手続）をご覧ください、お近くの金融機関等（※）で納付してください。

（※）裏面の各種ご案内をご覧ください。

国税納付

検索

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm>



② 猶予制度に関するご相談 所轄の税務署（徴収担当）

「猶予制度」の詳細については、国税庁ホームページ（納税が困難な方へ）をご覧ください、所轄の税務署にご相談ください。

国税猶予

検索

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm



国税の納付手続について

特例猶予を受けられた納税者の皆様には、猶予の期限までに自ら納付していただく必要があります。次のとおり、簡単・便利な納付方法を用意しておりますので、ぜひご利用ください。

なお、金融機関等で納付される方で納付書をお持ちでない方は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意してある納付書に現金を添えてご利用ください。

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

詳しくはこちら↓

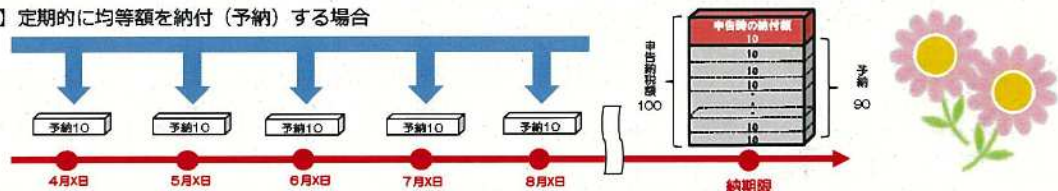
- インターネットを利用できる端末をお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した電子納税ができます。
- 特にダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダーライタが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税の方法となっておりますので、ぜひご利用ください。



今後、納期限が到来するものは、予納（あらかじめ納付）も可能です

- ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告等により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等を e-Tax に登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。
- 納付の日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

【例】定期的に均等額を納付（予納）する場合



電子納税のご案内

詳しくはこちら↓

- 電子納税を利用すると、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、ご自宅やオフィスからインターネットを利用して国税を納付できます。
- 詳しくは、国税庁ホームページ（国税の納付手続）をご覧ください。



QRコードを利用したコンビニ納付のご案内

詳しくはこちら↓

- ご自宅などで、国税庁ホームページのコンビニ納付用QRコード作成専用画面から納付に必要な情報を「QRコード」として作成（印刷）し、コンビニエンスストアで納付することができます（納付できる金額は30万円以下となります）。
- 詳しくは、国税庁ホームページ（コンビニ納付（QRコード））をご覧ください。





整理番号

財産収支状況書

令和 年 月 日

1 住所・氏名等

住所所在地	氏名称
-------	-----

2 現在納付可能資金額

現金及び預貯金等の種類	預貯金等の種類	預貯金等の額	納付可能金額	納付に充てられない事情
現金		円	円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他
		円	円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他
		円	円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他
		円	円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他
現在納付可能資金額(A)			円	※(A)は、申請書の③「現在納付可能資金額」欄へ転記

3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

区分	見込金額
収入	売上、給与、報酬 円
	その他() 円
	円
① 収入合計	円
支出	仕入 円
	給与、役員給与 円
	家賃等 円
	諸経費 円
	借入返済 円
	円
	円
生活費(扶養親族 人) 円	
② 支出合計	円
③ 納付可能基準額 (① - ②)	円

4 分割納付計画(B) ※分割納付金額は、3の②の欄を基に記載し、申請書④「納付計画」欄へ転記

月	分割納付金額	増減理由	納付積立金額
月	円		円
月	円		円
月	円		円
月	円		円
月	円		円
月	円		円
月	円		円
月	円		円
月	円		円
月	円		円
【備考】			

5 財産等の状況

(1) 売掛金・貸付金等の状況

売掛先等の名称・住所	売掛金等の額	回収予定日	種類	回収方法
	円	...		
	円	...		
	円	...		

(2) その他の財産の状況

不動産等	国債・株式等
車両	その他(保険等)

(3) 借入金・買掛金の状況

借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担保提供財産等
	円	円	年 月	可・否	
	円	円	年 月	可・否	

【財産収支状況書の記載方法】

猶予に当たり、この書類の作成をお願いしておりますが、準備に時間がかかる場合など、作成が困難な場合は、口頭によりお伺いします。

ご不明な点がございましたら、所轄の税務署（徴収担当）にお気軽にご相談ください。

整理番号

収受印

財産収支状況書

令和〇年4月20日

1 住所・氏名等

住所所在地	〇〇市△△町×-×-×	氏名称	国税 太郎
-------	-------------	-----	-------

2 現在納付可能資金額

現金及び預貯金等の種類	預貯金等の種類	預貯金等の額	納付可能金額	納付に充てられない事情
現金		30,000円	0円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input checked="" type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他
東京銀行震ヶ関支店	普通	100,000円	0円	<input checked="" type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他
		円	円	<input type="checkbox"/> 運転
		円	円	<input type="checkbox"/> 運転
現在納付可能資金額(A)			0円	

現金、預貯金等の額のうち、すぐに納付できる額を記載してください。この金額を、「猶予申請書」の「③現在納付可能資金額」欄に記載してください。

3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

区	分	見込金額
収入	売上、給与、報酬	2,500,000円
	その他()	円
① 収入合計		2,500,000円
支出	仕入	1,200,000円
	給与、役員給与	450,000円
	家賃等	200,000円
	諸経費	100,000円
	借入返済	200,000円
	生活費(扶養親族3人)	280,000円
② 支出合計		2,430,000円
③ 納付可能基準額(① - ②)		★ 70,000円

今後の収入と支出の見込金額(1か月分)を記載してください

4 分割納付計画(B) ※分割納付金額は、3の③の額を基に記載し、申請書⑤「納付計画」欄へ転記

月	分割納付金額	増減理由	納付積立金額
4月	0円	新型コロナウイルス感染症の影響で売上の減少が見込まれる。	
5月	0円	"	
6月	0円	"	
7月	0円	"	
8月	0円	"	
9月	40,000円	"	
10月	0円	備品(10万円)の買替えのため。	
11月	0円	新型コロナウイルス感染症の影響で売上の減少が見込まれる。	
12月	10,000円	"	
1月	80,000円	毎年、年始は売上が増加する。	
2月	70,000円		
3月	50,000円	+延滞税	

「③納付可能基準額(①-②)」欄で算出した金額(★)の金額を納付できない場合等は、その理由を記載してください。

(★)の金額を基に毎月の納付計画を定め、「猶予申請書」の「⑤納付計画」欄に転記します。分割納付金額の合計は、「猶予申請書」の「④猶予を受けようとする金額」と一致します。

「生活費」は、納税者が個人の場合のみ記載します。

「①収入合計」-「②支出合計」を記載してください。通常、毎月この金額(★)を納付していただくこととなりますが、「4 分割納付計画(B)」欄で、ご状況に応じた納付金額に変更することも可能です。

5 財産等の状況

(1) 売掛金・貸付金等の状況

売掛先等の名称・住所	売掛金等の額	回収予定日	種類	回収方法
A建設株式会社 東京都千代田区〇〇	1,000,000円	令和〇年5月31日	売掛金	振込み
	円	・		
	円	・		

売掛金、不動産等の財産の状況や、銀行借入等の債務の状況を記載してください。

記載に代えて、財産等の状況が確認できる書類(売掛帳、借入明細等)の写しを添付いただいても構いません。

(2) その他の財産の状況

不動産等	自宅(〇〇市△△町)	国債・株式等	なし
車両	なし	その他(保険等)	事業所(〇〇市△△町)敷金

(3) 借入金・買掛金の状況

借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担保提供財産等
東京銀行震ヶ関支店	10,000,000円	200,000円	令和〇年5月	可・ <input checked="" type="checkbox"/> 否	自宅(〇〇市△△町)
	円	円	年 月	可・否	

新型コロナウイルスの影響により**国税の納付が困難な方へ**

猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

要件（換価の猶予）

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内（注）に申請書が提出されていること。

（注）既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第151条）が受けられる場合もあります。

※ 原則、担保は不要です（担保の提供が明らかに可能な場合を除く。）。

内容（猶予が認められると）

- ① 原則として1年間納税が猶予されます（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② 猶予期間中の延滞税が軽減（注）されます。
（注）通常 年8.8%→軽減後 年1.0%（令和3年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2）

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。（裏面をご参照ください。）

次のような個別の事情がある場合は、延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

個別の事情の具体例（納税の猶予）

- 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療等に付随する費用
- 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額
- 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

内容（猶予が認められると）

- ① 原則として**1年間納税が猶予されます**（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② **猶予期間中の延滞税が軽減（注）又は免除**されます。
（注）通常年8.8%→軽減後年1.0%（令和3年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（納税の猶予：国税通則法第46条）

猶予の申請方法等

- 「猶予申請書」を所轄の税務署に提出してください。
→ **郵送**（様式は国税庁HPから入手可能）又は **e-Tax** をご利用ください。
- 収支状況などの確認のため、帳簿等の書類の準備をお願いしますが、**書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。**

猶予制度の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください、所轄の税務署（徴収担当）にお電話でご相談ください。

詳細はこちら





整理番号

〔納税価〕の猶予申請書

税務署長殿

国税通則法第46条第 項第 号(第5号の場合、第 号類似)又は国税徴収法第151条の2第1項の規定により、以下のとおり着予を申請します。

申請者	住所所在地	電話番号 () 携帯電話 ()		① 申請年月日 令和 年 月 日					
	氏名称			通債日付印					
	法人番号			申請書番号					
納付すべき国税	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
			..	円	円	法滞による金額 円	円	法滞による金額 円	
			..			"		"	
			..			"		"	
			..			"		"	
合計				イ	ロ	ハ "	ニ	ホ "	

②イ～ホの合計	円	③現在納付可能資金額	円	④猶予を受けようとする金額(②-③)	円
---------	---	------------	---	--------------------	---

※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記

一時に納付することができない(生活維持又は事業の継続が困難となる)事情の詳細	
	猶予該当事実の詳細(納税の猶予の場合) :

⑤納付計画	年月日	納付金額	年月日	納付金額	年月日	納付金額
	令和	円	令和	円	令和	円
	令和	円	令和	円	令和	円
	令和	円	令和	円	令和	円
	令和	円	令和	円	令和	円

※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記

猶予期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 月間
------	--------------------------

※猶予期間の開始日は、①の申請年月日
ただし、納税の猶予申請において、災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、災害等が生じた日
換価の猶予申請において、納付すべき国税の法定納期限以前にこの申請書を提出する場合は、その国税の法定納期限の翌日

担保	<input type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は
	<input type="checkbox"/> 無	提供できない特別の事情

税理士署名	(電話番号 - -)
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有

※税務署整理欄	
100万円以下の場合	100万円超の場合
<input type="checkbox"/> 財産収支状況書	<input type="checkbox"/> 収支の明細書
	<input type="checkbox"/> 財産目録
	<input type="checkbox"/> 担保関係書類
<input type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書類(納税の猶予の場合)	

【猶予申請書の記載方法】

申請・審査に当たり、「財産収支状況書」等の作成をお願いしておりますが、準備に時間がかかる場合など、提出が困難なときは、口頭によりお伺いします。

東京 税務署長殿 **納税換価**の猶予申請書 申請する猶予の種類や該当条項がお分かりにならない場合は、徴収担当職員にお尋ねください。

国税通則法第46条第 項第 号(第5号の場合、第 号類似)又は国税徴収法第151条の2第1項の規定により、以下のとおり猶予を申請します。

申請者	住所所在地	〒××××-×××× 〇〇市△△町×-×-× 電話番号〇〇〇(△△△)×××× 携帯電話〇〇〇(△△△△)××××		① 申請年月日	令和〇年4月20日
	氏名	国税 太郎		通達日付印	
納付すべき国税	法人番号			申請番号	
	年度	税目	納期限	本税	加算税
令和〇	消費税及び地方消費税	〇・3・31		250,000	延滞税 要
猶予を受けたい国税を上記例に合わせて記載してください。 ※書ききれない場合は、適宜の別紙に記載して添付してください。					
合計			イ	250,000	ハ
②イ～ホの合計		250,000	③現在納付可能資金額	0	④猶予を受けようとする金額 (②-③)
					250,000

※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記

「財産収支状況書」の「分割納付計画(B)」欄又は「収支の明細書」の「⑥分割納付金額(D)」欄の計画を記載してください。
 すぐに納付計画を定めるのが難しい場合は、徴収担当職員にご相談ください。

住宅家屋の建設を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が中止・延期となっており、売上が減少している。銀行借入(毎月20万円)も返済を猶予してもらっている。
 取引先からの入金全てを国税の納付に充てた場合、事業の継続が困難になる。
 猶予該当事実の詳細(納税の猶予の場合):

年月日	納付金額	年月日	納付金額	年月日	納付金額
令和〇.4.30	0円	令和〇.8.31	0円	令和〇.12.31	10,000円
令和〇.5.31	0円	令和〇.9.30	40,000円	令和△.1.31	80,000円
令和〇.6.30	0円	令和〇.10.31	0円	令和△.2.28	70,000円
令和〇.7.31	0円	令和〇.11.30	0円	令和△.3.31	50,000円 +延滞税

※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記

猶予期間 令和〇年4月20日から令和△年3月31日まで 12月間

※猶予期間の開始日は、①の申請年月日
 ただし、納税の猶予申請において、災害等のやむを得ない理由に換価の猶予申請において、納付すべき国税の法定納期限

猶予期間は1年以内です。状況に応じて、更に1年間猶予される場合があります。
 猶予期間がお分かりにならない場合は、徴収担当職員にお尋ねください。

担保 有 無

担保財産の詳細又は提供できない特別の事情

担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。
 ※ご不明な場合は徴収担当職員にご相談ください。

- 書き方が分からない場合は、所轄の税務署の徴収担当職員にお尋ねください。
 - 申請していただいた内容は税務署で審査します。猶予を許可する場合には、通知書でお知らせします。
 - 審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがありますので、ご協力をお願いします。
- その他、ご不明な点がございましたら、所轄の税務署(徴収担当)にお気軽にご相談ください。

国税を滞納すると…



国税を一時に納付できないときは、税務署で納付相談を受けています。
納付相談では、事業の状況や資金・財産の状況などをお伺いします。
納付も相談もない場合には、次のような手続で滞納処分を行うこととなります。



督促状送付

※ 納期限を過ぎても納付がない場合、督促状が送付されます。



督促状を送付しても納付されず、相談もない場合は…



財産調査

※ 金融機関や取引先などに対し財産の調査を行います。
※ 財産調査の一環として、徴収職員が居宅や事務所などの搜索を行う場合があります。



納付の相談がない、納付の約束が守られないなど
納付の意思が認められないような場合は…



財産差押え

※ 動産（貴金属等）、債権（売掛金・預金等）、不動産などの財産の差押えを行います。



取立て・公売

※ 差し押さえた債権の取立てを行います。
※ 動産や不動産等は、入札等による公売を行います。



滞納国税に充当

※ 取り立てた債権や公売による売却代金を滞納国税に充てます。

国税を納期限までに納付できない場合には、お早目に所轄の
税務署（徴収担当）にご相談ください。

※ 国税を一時に納付できない納税者の方で、法令の要件に該当する場合には、猶予制度の適用があります（表面参照）。

国税を期限内に納付できない場合には…

国税については、それぞれ定められた期限までに納付していただく必要があります。

⇒ 延滞税がかかります。

※ 納付が期限に遅れた場合には、原則として法定納期限の翌日から完納する日までの日数に応じて計算した延滞税を納付しなければなりません。

⇒ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。

※ 督促状が送付されてもなお納付されない場合には、法律に定められた差押えなどの強制的な徴収手続を行うこととなります。

⇒ 納税証明書「その3」が発行されません。

※ 納税証明書「その3」は「未納の税額がないこと」の証明です。

国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります。

申請による換価の猶予

国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、他の国税の滞納がないことなどの一定の要件に該当するときは、その国税の納期限から6か月以内に所轄の税務署に申請することにより、原則として、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※ 上記の「申請による換価の猶予」のほか、「税務署長の職権による換価の猶予」があります。

納税の猶予

次のような理由により、国税を一時に納付することができないときは、所轄の税務署長に申請することにより、原則として、1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

- ① 災害、病気、休廃業、事業上の著しい損失など
- ② 本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したと

猶予が認められると…

- ・ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ・ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

申請の手続など、詳しくは税務署(徴収担当)にご相談ください。

阿倍野税務署管内の納税者の皆様へ

○ 納税に関するご相談について

阿倍野税務署の納税に関する相談（徴収関係業務）につきましては、天王寺税務署 徴収部門で行っています（阿倍野税務署に、納付の相談を担当する職員は常駐していません。）。

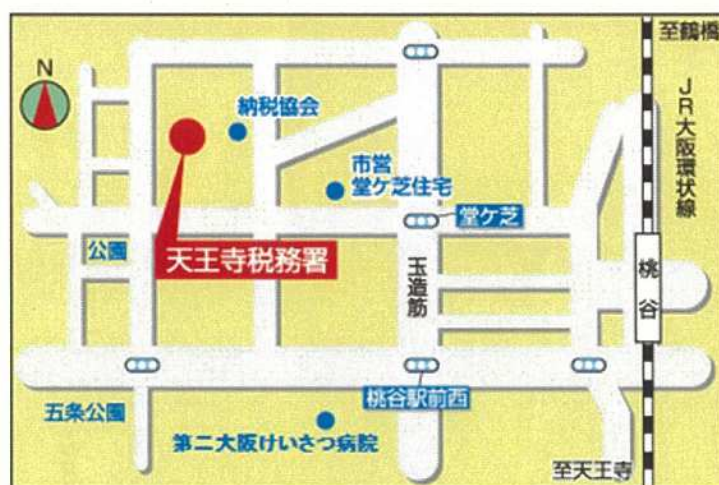
納税に関するご相談を希望される場合は、次の専用電話にご連絡ください（天王寺税務署 徴収部門の職員が応答します）。



◎天王寺税務署のご案内

〒543-0033 大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目11番25号

☎ 06-6772-1281 代



※ ご不明な点がございましたら、「阿倍野税務署 徴収担当 専用電話」又は「天王寺税務署（徴収部門）」までお問い合わせください。

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の個別指定による期限延長手続の具体的な方法

○ 「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の記載方法

____ 税務署長 殿

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

記 載 例

(〒 _____)
 申請者 住 所 _____
 (所在地) _____
 (電話番号 _____)
 氏 名 _____
 (名 称) _____
 法人番号 _____

災害による申告、納付等の期限延長申請書

自令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
 至令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
 の 新型コロナウイルス の影響により
 により被害を受けましたので、下記のとおり、申告、

「至」には災害のやんだ日（申告書等と同時に申請書を提出する場合は申告書等の提出日）を記載してください。

各種会計ソフトを利用して e-Tax で提出する場合は修正不要です。

期 限 の 種 別	法 定 期 限	申 請 期 限	※ 処 理
所得税及び復興特別所得税の申告及び納付	令和 3年4月15日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
消費税及び地方消費税の申告及び納付	令和 3年4月15日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
贈与税の申告及び納付	令和 3年4月15日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	

被災状況

○月○日に医師から、○○病を患っており、新型コロナウイルス感染症に感染すると重症化するおそれが高いため外出は控えるよう指示があった。
 申告に当たっては、必要書類である○○を取得する必要があったが、医師の指示に基づき外出を自粛していたため入手に時間を要し、期限までに申告・納付を行うことができなかった。

「申請期限」欄の記載方法
 申告書と同時に申請書を提出する場合は申告書の提出日を記載してください。
 申請書のみを提出する場合は、期限延長の指定を受けようとする日を記載してください。

(注) 1 この延長申請書は、原則として災害のやんだ日から ____ 日以内に申請してください。
 2 ※印が付された欄の記入は不要です。

「被災状況」欄に、新型コロナウイルス感染症の影響により申告、納付等の期限の延長を申請する具体的な理由を記載してください。

※ 決 裁	署 長	副 署 長	総 務 課 長			通 知 第 号・口 頭・()

事業者の方へ

消費税 インボイス制度

令和3年10月1日から

登録申請書
受付開始!

令和5年10月1日から

「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。

適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。



制度導入までのスケジュール

登録申請書は、
令和3年10月1日
から提出が可能です。

令和3年10月1日

登録申請書の
受付開始令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和5年3月31日

令和5年10月1日

インボイス制度
の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新たな固有の番号)」が登録番号となります。

登録申請は、**e-Tax**をご利用
いただくと手続きがスムーズです。

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

インボイス制度については裏面をご覧ください。➡

インボイスってナニ？

電子データ
(電子インボイス)
でもOK!

- 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)> ~令和5年9月

請求書	
〇〇株式会社	株式会社△△
●年●月●分	
■月▲日 割りばし	550円
■月▲日 牛 肉 ※	5,400円
合 計	43,600円
(10%対象	22,000円)
(8%対象	21,600円)

※は軽減税率対象

- 【記載事項】
- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称
 - ② 取引年月日
 - ③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨)
 - ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
 - ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

<インボイス> 令和5年10月~

請求書	
〇〇株式会社	株式会社△△(T 1234...)
●年●月●分	
■月▲日 割りばし	550円
■月▲日 牛 肉 ※	5,400円
合 計	43,600円
10%対象	22,000円 内税 2,000円
8%対象	21,600円 内税 1,600円

※は軽減税率対象

- 【記載事項】
区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
- ① 登録番号
(課税事業者のみ登録可)
 - ② 適用税率
 - ③ 税率ごとに区分した消費税額等

「インボイス制度」ってナニ？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス^(※)の保存等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



e-Taxに関する情報



e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問(Q&A)などをお知らせしています。

インボイス制度に関するお問合せ先

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



国税庁 法人番号7000012050002

2020.10